

奈良県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）の規定により所管行政庁である知事が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 BEI 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除した値。
- 二 確保計画 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。）をいう。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手続き

(適合性判定に必要な図書)

第3条 規則第1条第1項（規則第7条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次表のア欄の場合において、同表のイ欄に定めるものとする。

	(ア)	(イ)
(1)	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第3条または第4条の適用がある場合	当該建築物が基準省令施行の際（平成28年4月1日）に現に存することを確認できる書類の写し
(2)	基準省令第1条第1項第1号に規定する「国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に該当する場合	既存部分のBEIが左記によることが確認できる図書
(3)	既存建築物の増改築時において、建築物全体のBEIを既存部分のBEIと増改築部分のBEIとの面積按分で設定す	建築物全体のBEIを面積按分で算出したことが確認できる図書

	る場合	
--	-----	--

2 知事は、必要があると認めるときは前項に規定する図書のほか、必要な図書を求めることができる。

(届出に必要な図書)

第4条 規則第12条第1項（規則第14条第1項の規定により準用する場合を含む。）

の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

一 次の表の各項に掲げる図書

	図書の種類	明示すべき事項
(1)	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明

二 次の表のア欄の場合において、同表のイ欄に定めるもの

	(ア)	(イ)
(1)	法附則第3条の適用がある場合	平成29年4月1日に現に存することを確認できる図書
(2)	基準省令附則第3条または第4条の適用がある場合	当該建築物が基準省令施行の際（平成28年4月1日）に現に存することを確認できる図書
(3)	基準省令第1条第1項第1号に規定する「国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」に該当する場合	既存部分のBEIが左記によることが確認できる図書
(4)	既存建築物の増改築時において、建築物全体のBEIを既存部分のBEIと増改築部分のBEIとの面積按分で設定する場合	建築物全体のBEIを面積按分で算出したことが確認できる図書

2 知事は、必要があると認めるときは前項に規定する図書のほか、必要な図書を求めることができる。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第5条 規則第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする場合は、軽微変更該当証明申請書（第1号様式）に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出するものとする。

(1)規則第2条第1項に規定する添付図書

(2)軽微変更説明書（第2号様式）

- 2 知事は前項の申請が規則第3条に規定する軽微な変更該当する場合は、軽微変更該当証明書（第3号様式）を交付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があった場合に、前項の証明書の交付をしない時は、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書（第4号様式）により通知するものとする。

第3章 その他

（報告の徴収）

第6条 特定建築物の建築主等は、法第17条第1項の規定により、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書（第5号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

- 2 建築主等は、法第21条第1項の規定により、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書（第6号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

（指示・命令）

第7条 知事は法第14条第1項の規定に基づき、是正をするために必要な措置をとるべきことを命ずる場合は、基準適合命令書（第7号様式）により建築主に通知するものとする。

- 2 知事は、法第16条第1項、法第19条第2項、法附則第3条第3項の規定に基づき、計画の変更等の必要な措置をとるべきことを指示する場合は、指示書（第8号様式）により建築主に通知するものとする。
- 3 知事は、法第16条第2項、法第19条第3項、法附則第3条第4項の規定に基づき、計画の変更等の必要な措置をとることを命ずる場合は、措置命令書（第9号様式）により建築主に通知するものとする。

（取り下げ）

第8条 確保計画の提出等をした者は、当該計画の提出等を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の取下届（第10号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 届出等をした者は、当該届出等を取り下げようとする場合は、取下届（第11号様式）を知事に提出するものとする。

(取りやめ)

第9条 確保計画の提出等をした者は、当該計画に係る特定建築行為を取りやめようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為の取りやめ届（第12号様式）に法第12条第6項に規定する適合判定通知書（規則様式第3号）並びに規則第1条第1項または第2条第1項に規定する計画書及びその他添付図書を添えて知事に提出するものとする。

2 届出等をした者は、当該届出等に係る建築物の建築を取りやめようとする場合は、届出等に係る建築物の取りやめ届（第13号様式）に規則第12条第1項に規定する届出書及びその添付図書を添えて知事に提出するものとする。

(その他)

第10条 前条までの規定により難しい場合は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。